

大阪都市計画地区計画の決定（市決定）

都市計画うめきた2期地区地区計画を次のように決定する。

1. 地区計画の方針

| | | |
|--------------------|----------|---|
| | 名 称 | うめきた2期地区地区計画 |
| | 位 置 | 大阪市北区大深町及び梅田三丁目地内 |
| | 面 積 | 約 17.1 ha |
| 区域の整備、開発及び保全に関する方針 | 地区計画の目 標 | <p>本地区は、西日本最大の交通ターミナルであるJR大阪駅をはじめとした鉄道駅が集積した交通至便な立地条件にあり、隣接するうめきた先行開発地区をはじめ、周辺には大型商業施設や中枢業務機能が集積している。</p> <p>本地区計画では、この立地特性を活かし、大阪駅周辺・中之島・御堂筋周辺地域都市再生緊急整備協議会で決定した「うめきた2期区域まちづくりの方針」に基づき、まちづくりの目標である『「みどり」と「イノベーション」の融合拠点』を実現するため、緑豊かなオープンスペース等を中心とした、美しく風格があり、快適で活力とにぎわいにあふれた都市空間を創出するとともに、新産業創出、国際集客・交流及び知的人材育成の機能の導入を中心とした、質の高い都市機能の集積を図ることをめざす。</p> |
| | 土地利用の方 針 | <p>1. A地区では、「うめきた2期区域まちづくりの方針」に基づき、質の高い都市機能の集積と魅力ある都市空間の創出を図るため、土地利用の基本方針を次のように定める。</p> <p>① 本地区中央部に位置する約4.5haの都市公園を含め、地区全体で概ね8haの安全・安心で緑豊かなオープンスペース等を確保する。このオープンスペース等は、来街者のアクセス性に配慮したものとし、地上部や低層建築物の上部等に確保する。</p> <p>② 宅地部分の壁面後退によって、連続したオープンスペースを確保し、緑化空間や歩行者通路の整備、オープンカフェ、若しくはベンチの設置など多目的に活用することにより、歩道部分と一体的なゆとりとにぎわいのある歩行者空間を創出する。</p> <p>③ 新産業創出、国際集客・交流及び知的人材育成に関する機能を本地区の中核機能として導入するとともに、商業、業務、居住、若しくは宿泊等による複合的な機能の導入を図る。</p> <p>④ にぎわいの連続性や周辺地域からの動線等を考慮した回遊性の高い安全で快適な歩行者ネットワークの形成を図る。また、JR大阪駅方面との歩行者動線については、大量の歩行者の安全かつ円滑な通行機能を確保するため、地上、地下及びデッキレベルも含めた歩行者動線を確保する。</p> <p>⑤ 本地区の中心部を東西に横断する都市計画道路大阪駅北1号線については、隣接する都市公園との一体性を確保するとともに、うめきた先行開発地区と地区西側に繋がる「にぎわい軸」として整備する。</p> <p>⑥ 本地区東側の都市計画道路大阪駅北2号線及びその沿道については、</p> |

| | | |
|--------------------|---------|---|
| 区域の整備、開発及び保全に関する方針 | 土地利用の方針 | <p>うめきた先行開発地区側の整備内容とも調和した、ゆとりと風格を備え、にぎわいのある「シンボル軸」として整備する。</p> <p>⑦ 都市計画交通広場5号大阪西口広場については、交通結節点として必要な機能を確保するとともに、周囲の緑豊かなオープンスペース等と一体的な地区の玄関口にふさわしい空間として整備する。</p> <p>⑧ 駐車場の出入口については、地区東側の都市計画道路大阪駅北2号線に面して設けないなど、できる限り集約することにより、快適で安全な歩行者空間の形成に支障のない適切な配置とする。</p> <p>⑨ 地区全体でのエネルギーマネジメントの導入等により、環境への負荷軽減に配慮した開発とするとともに、大規模災害時の業務継続性に対応した機能を確保する。また、緑豊かなオープンスペース等を中心として、災害時には一時避難機能等に資する空間として整備する。</p> <p>2. B地区では、JR大阪駅方面から本地区へ歩行者が円滑に移動できるよう、デッキレベルでの歩行者動線を整備し、業務、若しくは商業機能等の導入を図る。また、宅地部分の壁面後退によってオープンスペースを確保し、緑化空間や歩行者通路の整備など多目的に活用することにより、歩道部分と一体的なゆとりある歩行者空間を確保する。</p> <p>3. C地区では、都市計画道路大阪駅北2号線の北端部にアイストップとしての景観に配慮した、緑豊かでやすらぎを感じる空間を確保するとともに、その良好な環境を活かし、居住、業務、若しくは商業機能等の導入を図る。また、周辺地域からの動線等を考慮し、回遊性の高い安全で快適な歩行者空間を確保する。</p> <p>4. まちのにぎわい創出と緑豊かなオープンスペースや歩道等の公共空間等における一体的な管理及び運営を実現するため、安定的な財源確保による自律的・持続的なエリアマネジメントの導入を図る。</p> |
|--------------------|---------|---|

| | | |
|--------------------|-----------|---|
| 区域の整備、開発及び保全に関する方針 | 地区施設の整備方針 | <p>① 都市計画交通広場5号大阪西口広場内の新駅から都市計画交通広場1号大阪北口広場を經由しJR大阪駅までを結ぶ安全で快適な歩行者ネットワークを形成するため、地下多目的通路を整備する。</p> <p>② 都市計画交通広場5号大阪西口広場とJR大阪駅方面を結ぶ安全で快適な歩行者ネットワークを形成するため、立体多目的通路1号を整備する。</p> <p>③ B地区とJR大阪駅方面を結ぶ安全で快適な歩行者ネットワークを形成するため、立体多目的通路2号を整備する。</p> <p>④ 都市計画道路大阪駅北2号線の沿道（都市計画交通広場5号大阪西口広場及び都市公園の部分を除く。）については、「シンボル軸」にふさわしい快適で豊かな緑とにぎわいのある歩行者空間を歩道部分と一体的に確保するため、多目的空地1号を整備する。</p> <p>⑤ 都市計画道路大阪駅北3号線等の沿道については、歩行者の回遊性向上に資する、快適で魅力ある歩行者空間を歩道部分と一体的に確保するため、多目的空地2号を整備する。</p> <p>⑥ 安全で快適な歩行者空間を確保するため、歩行者専用通路を整備する。</p> <p>⑦ 緑豊かなオープンスペースを確保するため、地上部や低層建築物の屋上等を一体的に活用して、多目的広場を整備する。</p> |
| | 建築物等の整備方針 | <p>① 建築物等については、地区全体で緑豊かな空間と調和のとれた建物配置とし、新しい都市景観を形成するとともに、敷地内において緑化空間や親水空間の整備など、緑豊かなオープンスペース等の確保を積極的に行い、ゆとりと潤いのある都市空間の形成を図る。</p> <p>② 建築物等の整備にあたって、低層建築物の屋上等の部分は、できる限り緑化を行うとともに、当該部分への来街者の円滑なアクセスに配慮する。</p> <p>③ 地区全体でバリアフリーに十分配慮する。</p> <p>④ 良好な市街地環境を確保するため、建築物の用途の制限を定める。</p> <p>⑤ 魅力ある都市空間と美しいまちなみを確保するため、建築物の壁面の位置の制限及び意匠、垣、看板等の制限を行う。</p> <p>⑥ 建築物等の整備にあたって、効率的なエネルギーの活用やヒートアイランド対策等環境への負荷軽減に配慮する。</p> <p>⑦ 駐車場は、地区関連交通の円滑化のため、地区全体の交通状況を勘案して適正な規模を整備するとともに、出来る限り集約化を図る。また、駐車場や駐輪場については、効率的な配置・運用を図るとともに、景観面の配慮を行う。</p> |

2. 地区整備計画

| | | | | | | |
|-------------|-------------|---|---|--|----------|--|
| 地区整備計画 | 地区施設の配置及び規模 | | その他の公共空地 地下多目的通路 幅員 6 m 延長 約 40 m 立体多目的通路 1号 幅員 6 m 延長 約 20 m 立体多目的通路 2号 幅員 3.5 m 延長 約 40 m 多目的空地 1号 幅員 5 m 延長 約 140 m 多目的空地 2号 幅員 2.5 m 延長 約 830 m 歩行者専用通路 幅員 2.5 m 延長 約 220 m 多目的広場 約 3,000 m ² | | | |
| | 地区の区分 | 名称 | A地区 | B地区 | C地区 | |
| | | 面積 | 約 14.2 ha | 約 1.1 ha | 約 1.8 ha | |
| | 建築物等に関する事項 | 建築物の用途の制限 | | 次に掲げる建築物は建築してはならない。 ① 建築基準法別表第2（ほ）項第2号に掲げるもの ② 建築基準法別表第2（ち）項第3号に掲げるもの | | |
| | | 建築物の壁面の位置の制限 | | 建築物の壁若しくはこれに代わる柱又は建築物に附属する門若しくは塀で高さ2mを超えるものは、壁面の位置の制限に反して建築してはならない。 ただし、歩行者の利便に供する施設又は地盤面下の部分についてはこの限りでない。 | | |
| | | 建築物その他の工作物の形態又は意匠の制限 | | ① 建築物等の形態・意匠は、地区全体の調和に配慮して、都心にふさわしい良好な景観形成に資するものとする。 ② 建築設備類を屋外に設置する場合は、道路等の公共空間側から見えないように配慮する。 ③ 建築物及び敷地内に屋外広告物を設置又は掲示する場合は、都市景観に十分配慮したものとする。 | | |
| 垣又はさくの構造の制限 | | 道路に面して垣又はさくを設置する場合は、できる限り生垣又はフェンス、鉄さく等の透視可能な構造とし、地区の景観に配慮したものとする。 | | | | |

「地区計画の区域、地区整備計画の区域、地区の区分、地区施設の配置及び壁面の位置の制限は計画図表示のとおり」